

令和3年度大支部事業報告について

全国健康保険協会 大支部

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	令和3年度目標 (KPI)	結果	達成状況 (○×)	掲載ページ
(1) 効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度 (0.243%) 以上とする。	0.294%	○	P4
	協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度 (6,326円) 以上とする。	6,997円	○	
(2) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理 回収業務の推進				
① 保険証回収強化	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 94.76% 以上とする。	90.10%	×	P5
② 債権回収業務の推進	返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る) の回収率を前年度 (67.81%) 以上とする。	72.77%	○	P6
(3) 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格確認の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする。	89.5%	×	P7
(4) 業務改革の推進に向けた取組	設定なし	—	—	P8
(5) 現金給付の適正化の推進	設定なし	—	—	P9
(6) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度 (0.75%) 以下とする。	0.61%	○	P10
(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	設定なし	—	—	P11
(8) サービス水準の向上	サービススタンダードの達成状況を 100% とする。	100%	○	P12
	現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0% 以上とする。	93.8%	×	
(9) 限度額適用認定証の利用促進	設定なし	—	—	P13

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	目標 (KPI)	結果	達成状況 (○×)	掲載ページ
(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施				
①- i) 生活習慣病予防健診	生活習慣病予防健診実施率を 70.0% 以上とする	66.9%	×	P14
①- ii) 事業者健診データ取得	事業者健診データ取得率を 10.9% 以上とする	12.0%	○	
①- iii) 被扶養者の特定健診	被扶養者の特定健診受診率を 33.4% 以上とする	32.5%	×	
②- i) 被保険者の特定保健指導	特定保健指導の実施率を 28.7% 以上とする	29.1%	○	P15
②- ii) 被扶養者の特定保健指導	特定保健指導の実施率を 24.4% 以上とする	23.9%	×	
③重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8% 以上とする	8.7%	×	P16
④健康経営（コラボヘルスの推進）	健康宣言事業所数を 1,850 事業所以上とする。	1,907事業所	○	P17
(2) ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 80.0% 以上とする	80.4% (令和4年1月)	○	P18
(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・各種事務説明会や事業所訪問等を活用した広報 ・支部ホームページとメールマガジンの充実 ・医療費適正化に向けた広報 ・自治体や関係団体との連携による広報 ・健康保険委員に対する広報委嘱拡大 (KPI)	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.3% 以上とする	51.5%	○	P19
(4) インセンティブ制度の着実な実施	設定なし	-		P20
(5) パイロット事業を活用した好事例の全国展開	設定なし	-		P21
(6) 地域の医療供給体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 ・医療費データ等の分析 ・医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療供給体制に係る意見発信(KPI) ・上手な医療のかかり方に係る働きかけ	効率的・効果的な医療供給体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を執行する（数値設定なし）	意見発信2件	○	P22

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	目標 (KPI)	結果	達成状況(○×)	掲載ページ
(1) 人事・組織に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・人事評価制度の適正な運用 ・OJTと中心とした人材育成 ・支部業績評価の実施 	設定なし	—	—	P23
(2) 内部統制に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の強化 ・リスク管理 ・コンプライアンスの徹底 	設定なし	—	—	P24
(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度 <u>(20.0%)</u> 以下とする	12.5%	○	P25

1. 基盤的保険者機能関係

(1) 効果的なレセプト点検の推進

医療費適正化を図るため、点検効果向上計画に基づく効果的な内容点検により、点検実績の向上を図り中長期的には全国中位を目指す。また、事務手順書に基づく迅速で的確な資格点検・外傷点検を実施する。

令和3年度目標(KPI)

- ・社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度(0.243%)以上とする。
- ・協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度(6,326円)以上とする。

令和3年度結果(KPI)

0.294%
6,997円

令和4年度目標(KPI)

- ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。

■ 令和3年度の主な取組み

①レセプト行動計画の実施

＜自動点検マスタの精査・メンテナンスの実施＞

毎月打ち合わせ会を開催しメンテナンスを実施した。他支部のマスタの検証や新しい薬価基準に記載された後発医薬品に対して追加検討を行い自動点検マスタの拡充に努めた。

＜点検員のスキルアップのための勉強会設置＞

毎月支部内勉強会を実施した。また、外部講師による研修会(医科:11月、歯科:11月)、薬剤師による勉強会(10,3月)を開催した。

②医療機関照会の実施

本部より示された事務処理手順書に基づき毎月計画的に実施した。

■実施件数: 8,454件

③負傷原因照会の実施

本部より示された事務処理手順書に基づき毎月計画的に実施した。

■実施件数: 2,355件

④社会保険診療報酬支払基金との定期的な連絡調整

毎月定期的に協議の場を設け、基金の審査体制の改善等を強く要望した。

■ 令和4年度の計画

①レセプト行動計画の実施

＜自動点検マスタメンテナンスの実施＞

診療報酬改定にかかるメンテナンス及び他支部マスタの検証等を行い自動点検マスタの精度向上を図る。

＜点検員のスキルアップ＞

点検員全体のスキルアップのため、外部講師による研修の早期開催や勉強会、打ち合わせによる情報共有を行い、特に高点数レセプトの点検知識の強化を図る。
また、点検結果による点検員の育成状況や課題を分析し、面談等による指導体制を構築する。

②社会保険診療報酬支払基金との連携強化

社会保険診療報酬支払基金との連携強化のため、定例協議や査定率向上検討会議等において、社会保険診療報酬支払基金における審査基準の標準化を推進する。
また、支払基金の審査事務集約化及び新システムによる審査状況等について情報収集を行い、効率的な点検を実施する。

③資格点検・外傷点検業務の推進

点検事務手順書に沿って計画的に実施し、的確な点検をする。

(2) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進

① 保険証回収強化

令和3年度目標 (K P I)

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.76%以上とする

令和3年度結果 (K P I)

90.10%

令和4年度目標 (K P I)

対前年度以上

■ 令和3年度の主な取組み

① 保険証返納催告の実施

日本年金機構の資格喪失処理後10営業日以内に保険証返納催告を実施した。

■年間催告件数：9,586枚

② 保険証未添付事業所データの活用

本部から提供される、保険証未返納の多い事業所データを活用し、保険証添付の協力依頼文書を送付した。■送付事業所：297事業所

③ 保険証未返納事業所への文書送付

保険証未返納者の事業所へ保険証返納協力依頼文書を毎月定期的に送付した。

■年間送付件数：3,923件 事業所 (3,002件)

④ 保険証未返納者への電話勧奨

日本年金機構から送付されてくる回収不能届により、本人宛に電話をかけ保険証を早期に回収し、債権発生防止に繋げた。■年間実施件数：244件

⑤ 説明会等での保険証回収に対する意識啓発

医療機関を対象とした説明会 (Zoom) を開催し、保険証早期回収にかかる協力依頼を行った。

⑥ 広報誌、ホームページによる周知

広報誌やホームページで保険証の添付のお願い、および回収不能届の添付のお願いの周知を行った。

⑦ 社会保険労務士会との連携

社会保険労務士会との事務打合せ会議を開催し、保険証早期返却の協力依頼及び会員への周知依頼を行った。

■ 令和4年度の計画

① 保険証返納催告の実施

日本年金機構の資格喪失処理後7営業日以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。

② 保険証未返納者への電話勧奨

被保険者証回収不能届を活用した電話催告を受付後速やかに実施し、1週間後に2次電話催告を実施する。

③ 保険証未返納事業所への文書送付

保険証未返納者には保険証返納の文書催告を行うと共に、その事業所にも保険証返納協力依頼文書を送付する。また、未返納者への文書催告が多い事業所への電話等による協力依頼を実施する。

④ 事業主や健康保険委員等を対象とした説明会での保険証回収に対する意識啓発／広報誌、ホームページ等による周知

事業主や健康保険委員等に対する保険証の早期回収と加入者に対する保険証の早期返却を啓発するため、説明会や広報誌等多様なツールで広報を実施する。

⑤ 社会保険労務士との連携

社会保険労務士と連携して、保険証の早期回収に向けた事業主および加入者への周知・広報を行う。

②債権回収業務の推進

令和3年度目標（KPI）

返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を前年度（67.81%）以上とする。

令和3年度結果（KPI）

回収率72.77%

令和4年度目標（KPI）

回収率対前年度以上

■ 令和3年度の主な取組み

①電話催告の実施

現年度債権を中心に実施。初回通知発送時に架電を行い、早期納入を促した。

■年間実施件数：2,753件

②法的手続きの早期実施

確実な回収強化のため、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図った。

■年間実施件数：保険者間調整 175件
法的手続き 21件

③債権管理進捗会議の開催

毎月定期的に開催し、高額債務者への対応等、今後の方針確認を行った。

④求償事務担当と連携した催告

交通事故等が原因による損害賠償債権について、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努めた。

⑤医療機関受診都度の保険証提示・確認のポスター作成

医療機関窓口に掲示することで、加入者及び医療機関へ受診都度提示・確認を周知し、資格喪失後受診防止を図った。

■ 令和4年度の計画

①電話催告の実施

返納金債権の回収率向上のため電話催告を中心に実施する。特に新規発生分については、通知発送時に電話による内容説明と納付案内を実施する。

②文書催告の実施

文書催告を毎月計画的に実施する。また、住所不明者は定期的に住所調査を行い、判明次第速やかに催告を行う。

③確実な債権回収

確実な回収強化のため、保険者間調整、弁護士名併記の最終催告及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

④債権管理の進捗確認

債権管理進捗会議を毎月開催し、支部内における進捗状況の周知と情報共有を図る。

⑤求償事務担当と連携した催告

交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

(3) 被扶養者資格の再確認の徹底

令和3年度目標(KPI)

・被扶養者資格確認の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする。

令和3年度結果(KPI)

89.5%

令和4年度目標(KPI)

93.4%以上

■ 令和3年度の主な取組み

① マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認の実施

本部実施。対象となる被扶養者の「同居」「別居」の情報などをマイナンバーから収集し、事業所に配布した確認対象者欄に表記することで、必要な添付書類を明確にするなどのサービス向上を図った。

② 電話による提出勧奨

本年度については、勧奨時期に当たる年度末の通常業務の増加等により、電話での勧奨が実施できなかった。

③ 未送達事業所の所在調査

未送達事業所について年金事務所や直接事業主とコンタクトを取るなどして、確実な送達を実施した。

■ 令和4年度の計画

① マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認の実施

② 未提出事業所への勧奨

審査体制の見直しを行ない、提出勧奨に重点を置いた体制を構築してKPI達成を目指したい。本部主導の2次文書催告に加え、支部からの文書・電話催告を強化する予定。

③ 未送達事業所の所在調査

引き続き、未送達事業所について所在地調査を確実に実施して送達の徹底を図る。

④ 提出促進広報の拡大

前年度のKPI未達を踏まえ、支部で実施する広報回数の増加、掲載スペースの拡大を図る。

(4) 業務改革の推進に向けた取組

令和3年度目標 (KPI)

設定なし

■ 令和3年度の主な取組み

① 生産性の向上

契約職員を含めてジョブローテを繰り返し行ない、1人で多種類の業務が実施できる体制を構築した。職員個人のスキルを多能化することで、業務の繁閑に応じた日々のシフトチェンジが可能となり、超過勤務時間の大幅な縮減に繋がった。

② 業務改善検討会議の設置

業務グループ内に設置する「業務改善検討会議」の議論をもとに、支部全体を含めた具体的策を実施した。グループ内の業務効率化が図られることにより超過勤務時間が短縮し、代表電話対応の統一を行なうことで支部全体の受電時間短縮につながったと感じる。

■ 令和4年度の計画

① 更なる統一的な事務処理、標準化・効率化・簡素化の推進

現金給付業務等において、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。また、令和5年1月からの大幅なシステム刷新に備え、更なる体制の充実を図る。

② 職員の意識改革の促進、繁閑や優先度に応じた柔軟な体制の構築

職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

(5) 現金給付の適正化の推進に向けた取組

令和3年度目標 (KPI)

(設定なし)

■ 令和3年度の主な取組み

① 給付適正化プロジェクトチーム会議の開催

4月、7月、10月、2月に開催。

- 議題
- ・ 多受診対策
 - ・ 柔整面接確認対象施術所の選定
 - ・ 保険給付の正当性に疑義が生じた事業所への立入調査検討

② 審査事務の正確性と迅速性の向上

全国的にも継続した課題となっている事務処理誤りであるが、年間通じて発生していない。また本部で定められたものとは別に、支部で書類ごとの標準処理日数を設定することで、以前より審査日数の大幅な短縮が実現している。

③ 確実な併給調整の実施

チェック体制を確立し、すべてを確実に実施できた。

■ 令和4年度の計画

① 標準化した業務プロセスの徹底、審査事務の正確性・迅速性の向上

現金給付業務等において、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。また、令和5年1月からの大幅なシステム刷新に備え、更なる充実を図る。

② 確実な併給調整の実施

引き続き傷病手当金と老齢・障害年金、および傷病手当金と労働者災害補償保険の休業補償給付との併給調整について、確実に実施する。

③ SS重点審査ミーティングでの総合的な対策

業務グループ内に今年度から改編・定例設置する上記ミーティングにおいて、現場職員の情報をもとに適正化に主体的に取り組む体制を構築する。

(6) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

令和3年度目標 (K P I)

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合について対前年度 (0.75%) 以下とする。

令和3年度結果 (K P I)

0.61%

令和4年度目標 (K P I)

前年度以下

■ 令和3年度の主な取組み

①患者照会の実施

多部位 (施術箇所が3部位以上) かつ頻回 (施術日数が月15日以上) の申請や負傷部位を意図的に変更する、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、過剰受診について加入者に対する文書照会を実施した。また疑いがもたれる施術所分を集中して照会かけることで、不要な受診抑制につながる明確な効果があった。

②厚生局への情報提供 (不正請求)

不正が疑われるものについて、2件実施している。

③柔整審査会における面接確認

初の試みとして、国民健康保険と連携した面接確認を実施した。実施施術所のその後の状況を見ると、大きな効果が出ている。

④適正受診の啓発

あらゆる機会に広報、啓発を行なった。特に毎月の柔整審査委員会の機会に協会のスタンスを明確に発信することで、柔整構成団体が自主的な取り組みを行ない、そのことがK P I目標を大きく上回る適正効果につながったと感じる。

■ 令和4年度の計画

①患者照会の実施

引き続き、多部位かつ頻回の申請や過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

②施術所に対する文書照会の強化

不正が疑われる施術所への文書照会を強化し、回答がなかったり、内容に疑義があるものについては、直ちに面接確認を実施する体制を構築する。

③柔整審査会における面接確認

国民健康保険との連携を更に深め、相互乗り入れ方式による面接確認の実施体制を構築して、回数の増加とお互いの準備等に要する時間の短縮を図る。

④適正受診の啓発

引き続き、柔整団体の協力を受けながら広報、啓発を行なう。

⑤厚生局への情報提供 (不正請求)

提供を行なった不正疑い事案については、逐次状況を確認し適正化を図る。

(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

令和3年度目標 (K P I)

(設定なし)

■ 令和3年度の主な取組み

① 適正受診への啓発のための広報

メルマガ等で正しい受診について広報を行なった。

② 厚生局への情報提供 (不正請求)

不正が疑われるものは特になかったため、提供は行なっていない。

■ 令和4年度の計画

① 長期施術者等に対する文書警告、受領委任取り消しの取り組み

制度上可能となった受領委任取り消しを視野に入れた受診者、施術者双方への文書警告を行ない、適正化を図る。

② 適正受診への啓発のための広報

メルマガや各種説明会等を活用した広報を実施する。

③ 厚生局への情報提供 (不正請求)

不正が疑われるものは、厚生局へ情報提供を行う。

(8) サービス水準の向上

- ・ サービススタンダード達成に向けた進捗管理の徹底
※サービススタンダード：受付から支払いまでの日数を10営業日以内としている。
- ・ お客様サービス向上に向けた郵送化率の向上

令和3年度目標(KPI)

- ・ サービススタンダードの達成状況を100%とする。
- ・ 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする。

令和3年度結果(KPI)

- ・ サービススタンダードの達成状況 100%
- ・ 現金給付等の申請に係る郵送化率 93.8%

令和4年度目標(KPI)

- ・ サービススタンダードの達成状況 100%
- ・ 現金給付等の申請に係る郵送化率 95.5%以上とする。

■ 令和3年度の主な取組み

① 現金給付の申請受付から支給までの標準期間の遵守

確実に遵守した。

② 郵送化率の向上

事業主や健康保険委員に対して、郵送での申請促進のチラシやリーフレットによる広報を実施した。また年度末には官公庁・退職者の多い事業所等へ任意継続の申請方法を個別に周知し、郵送化の向上を図った。しかしながら、コロナ自粛の影響が強かった令和2年度と比較すると、郵送化率は若干低下した。

③ お客様対応レベルアップ

業務グループ内に設置する「CS向上検討会議」において、対応を行った。令和元年度から実施している支部内での対応研修も引き続き実施しており、本部主導で毎年実施している外部業者によるお客様満足度調査でも上位をキープしている。

■ 令和4年度の計画

① 現金給付の申請受付から支給までの標準期間の遵守

引き続き、サービススタンダード（10日間）を遵守する。

② 郵送化率の向上

引き続き、事業主や健康保険委員に対して、郵送促進の広報を実施する。また例年同様、年度末に退職者の多い事業所等へ任意継続の申請方法を個別に周知し、郵送化率の向上を図る。

③ お客様対応レベルアップ

今年度は満足度向上と業務改善を一体化させる「CS向上・業務改善検討会議」を業務グループ内に発足させ、各種課題の解決に取り組む。また新たな取り組みとして、外部業者によるCS向上研修の実施を計画している。

(9) 限度額適用認定証の利用促進

令和3年度目標 (K P I)

(設定なし)

■ 令和3年度の主な取組み

① 事業所・健康保険委員等に対する周知広報

引き続き事業主や健康保険委員への広報、医療機関等への申請書設置依頼を行なっている。制度の認知度については、問題ないレベルに到達していると思われる。

■ 令和4年度の計画

① 事業所・健康保険委員等に対する周知広報

オンライン資格確認の実施状況を踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員への広報並びに地域の医療機関等へ申請書を配置するなどにより利用促進を図る。

② 加入者に対するマイナンバーカードリーダー設置機関の周知等

医療機関・薬局がカードリーダー設置済みである場合、原則として認定証は不要であることの周知・広報を行なう。

2. 機密 戦略的保険者機能関係

(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

（生活習慣病予防健診関係・事業者健診データ取得関係・被扶養者特定健診関係）

令和3年度目標（KPI）

- ・生活習慣病予防健診実施率を70.0%以上とする。
- ・事業者健診データ取得率を10.9%以上とする。
- ・被扶養者の特定健診受診率を33.4%以上とする。

令和3年度結果（KPI）

- | | |
|---------------|-------|
| ・生活習慣病予防健診実施率 | 66.9% |
| ・事業者健診データ取得率 | 12.0% |
| ・被扶養者の特定健診受診率 | 32.5% |

令和4年度目標（KPI）

- | | |
|---------------|-------|
| ・生活習慣病予防健診実施率 | 70.1% |
| ・事業者健診データ取得率 | 12.6% |
| ・被扶養者の特定健診受診率 | 33.5% |

■ 令和3年度の主な取組み

① 生活習慣病予防健診

＜健診機関との協働による実施率向上に向けた取組＞

健診機関と個別に健診件数目標を設定し、目標件数を超えた分に対し、成功報酬を支払った。令和3年度は14機関中9機関が目標値達成。

＜商工会議所等を通じた一般健診の受診勧奨＞

大分県商工会議所に会報誌への健診受診に関する記事を掲載依頼。

＜新規適用事業所への電話勧奨＞

生活習慣病予防健診の案内を送付した新規適用事業所のうち、健診対象者が5名以上の事業所へ電話による勧奨を実施した。2021年度は62事業所中15事業所受診。

② 事業者健診データ取得

＜大分労働局及び大分県との連名による案内文書送付＞

三者連名による勧奨文書を発送。勧奨文書発送後に委託業者によるデータ提供勧奨を実施した。

③ 被扶養者特定健診

＜がん検診との同時実施推進＞

大分市、別府市、佐伯市でがん検診と同時実施。

＜協会主催の集団健診実施＞

大分市、別府市、豊後大野市、日田市、宇佐市、佐伯市で実施。

＜事業主と連携した被扶養者の受診勧奨＞

事業主と連名での受診勧奨文書を発送。177事業所 6,963名へ実施。

■ 令和4年度の計画

① 生活習慣病予防健診

- ・健診受診率に影響がある事業所への受診勧奨を実施する。
- ・新規適用事業所へ健診案内を送付後、電話勧奨を実施する。
- ・被保険者への受診勧奨
デジタルサイネージ等を活用した受診勧奨を実施する。
- ・被扶養者とセットで受診できる休日集団健診を実施する。
- ・関係団体等との協働による保健事業の促進
県内の商工会議所と連携し、機関誌や会議等を活用した生活習慣病予防健診受診の周知実施

② 事業者健診データ取得

- ・健診機関からの事業者健診結果データ早期提供を実施する。
- ・健診受診率に影響がある医療福祉関係の事業所へ受診勧奨を実施する。
- ・大分労働局及び大分県との連名による案内文書送付
- ・外部委託業者の進捗管理
事業者健診データの取得のため、外部委託業者との定例会を実施し、勧奨業務・データ取得状況の進捗管理を徹底する。

③ 被扶養者特定健診

- ・がん検診と特定健診の同時実施
自治体及び健診機関等との情報共有及び連携を強化する。
- ・協会主催の集団健診実施
オプション健診により特定健診実施率の向上を図る。

②特定保健指導の実施率の向上

令和3年度目標（KPI）

- ・被保険者の特定保健指導の実施率を28.7%以上とする。
- ・被扶養者の特定保健指導の実施率を24.4%以上とする。

令和3年度結果（KPI）

- ・被保険者実施率29.1%
- ・被扶養者実施率23.9%

令和4年度目標（KPI）

- ・被保険者：30.7%以上
- ・被扶養者：25.8%以上

■ 令和3年度の主な取組み

①被保険者の健診機関での健診受診当日の保健指導の促進

- 実施結果：健診当日の初回面談の推進に向けた、委託健診機関と合同研修会を実施。

②特定保健指導の外部委託

- 実施結果：外部委託健診機関（22機関）および外部委託専門機関（2機関）に保健指導を委託。※ICT初回面談実施件数：78件

③被扶養者の特定保健指導の推進

- 実施結果：大分市、別府市、日田市、豊後大野市、宇佐市、佐伯市にて当日保健指導を実施。※実施評価人数：302人

④特定保健指導受け入れ事業所の拡大

- 実施結果：特定保健指導の実施率の低い事業所等の中から特に必要と思われる事業所を選定し、訪問、電話勧奨を実施。※勧奨事業所：14社

■ 令和4年度の計画

①被保険者の健診機関での健診受診当日の保健指導の促進

- 初回面談率が低い健診機関に対し、健診当日の特定保健指導の促進を働き掛ける。

②特定保健指導の外部委託

- 外部委託健診機関等による、継続的支援及びICTを活用した遠隔面談を展開し、事業所や対象者の多様なニーズに対応した特定保健指導を実施する。

③被扶養者の特定保健指導の推進

- 支部主催集団健診等での健診当日の特定保健指導を実施する。

④特定保健指導受け入れ事業所の拡大

- 特定保健指導の実施率に影響がある事業所への受診勧奨を実施する。

③重症化予防対策の推進

未治療者に対する受診勧奨及び糖尿病性腎症に係る重症化予防事業を推進する。

令和3年度目標（K P I）

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする。

令和3年度結果（K P I）

8.7%

令和4年度目標（K P I）

12.4%以上

■ 令和3年度の主な取組み

①要精密、要治療者に係る健診機関及び事業主との連携強化

- 実施結果：健診機関において、健診当日に要治療、要精密者と診断者へ医療機関受診勧奨を実施する。※15名医療機関受診。
- 実施結果：一社一健康宣言事業所（対象者が1名以上の604社）へ医療機関受診の協力依頼を実施。

②慢性腎臓病の重症化予防

- 実施結果：大分市と連携したCKD対策の推進を実施。
※68名医療機関受診。

③重症化予防事業に係る関係機関との連携強化

- 実施結果：由布保健部、かかりつけ医と連携した重症化予防の保健指導を1名実施。

■ 令和4年度の計画

①医療機関と連携した糖尿病性腎症の重症化予防

- ・臼杵市医師会立コスモス病院と連携した糖尿病性腎症の重症化予防（急速進行者への介入）を実施する。

②要精密、要治療者に係る健診機関及び事業主との連携強化

- ・健診機関において、健診当日に要治療と診断されたものへの確実な受診勧奨を実施する。また、事業主に対しても受診勧奨の協力を依頼する。
- ・医療機関への受診が必要者数が多い事業所への受診勧奨を実施

③慢性腎臓病の重症化予防

- ・大分市と連携したCKD対策の推進を実施する。

④重症化予防事業に係る関係機関との連携強化

- ・関係機関等と連携して重症化予防事業の推進を実施する。

⑤経年未受診者への医療機関受診勧奨

- ・3年連続医療機関の未受診者に対し、効果的な文書勧奨及び電話勧奨を実施する。

④健康経営（コラボヘルスの推進）

令和3年度目標（KPI）

健康宣言事業所数を1,850事業所以上とする。

令和3年度結果（KPI）

1,907事業所

令和4年度目標（KPI）

1,960事業所以上とする。

■ 令和3年度の主な取組み

①事業所健康診断シートの提供

■実施結果：7/15 対象事業所733社へ送付

②一社一健康宣言事業所の健康経営サポートの実施

(年間目標件数 40社)

■実施結果：合計10社

③産業医科大学との共同分析

一社一健康宣言事業の効果検証として、産業医科大学とレセプトデータや健診受診結果、医療費情報等を用いて共同分析を実施。アンケートを活用し、労働生産性向上等についての意識調査も実施した。結果について、今後の事業に活かす。

④広報誌「一社一健康だより」、健康情報誌「四季の報」による情報提供

■実施結果：一社一健康だより 7,10,1,3月に発送（年4回）
：四季の報 5月、9月に発送（年2回）

⑤宣言事業所への経産省優良法人制度の申請案内、セミナーの開始

■実施結果：8/11 一社一健康宣言事業所宛にセミナー開催案内送付（約1,800社）
9/7、9、14で3段階のWebセミナー開催 73名参加

⑥支援企業、関係団体等との協力連携

■実施結果：アクサ生命、東京海上日動、大分銀行と連携した宣言事業の推進。
(研修会、セミナー、顧客に対するエントリー勸奨実施)
商工会議所の機関新聞への記事掲載、社労士会会員研修会での協力依頼実施。

■ 令和4年度の計画

①健康宣言事業の標準化の推進

健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。

②健康教育を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上

健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。

③一社一健康宣言事業の推進

- ・関係機関と引き続き連携を深め、健康宣言事業所の更なる拡大とともに事業所健康診断シート（事業所カルテ）を活用し、取り組みの質の向上を図る。
- ・県や優良法人の認定事業所の好事例をまとめた冊子を作成し配布する。

④経産省優良法人制度のセミナー開催

健康経営に取り組む事業所を増加させるため、経産省優良法人制度の中小規模法人部門のセミナーを開催し、申請方法や認定されるポイント等を周知することで認定事業所の増加に努める。

(2) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、今後の医療や保険料率の伸びが抑えられることから、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。また、ジェネリック医薬品を利用しやすい環境の整備を行っていく。

令和3年度目標 (KPI)

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を80.0%以上とする。

令和3年度結果 (KPI)

80.4% (令和4年1月時点)

令和4年度目標 (KPI)

80.0%以上

■ 令和3年度の主な取組み

① 大分県薬剤師会との連携強化

- 実施結果：6月 薬剤師会の会報にジェネリック小冊子、希望シール同封 (約550調剤薬局)

② ジェネリック使用状況を見える化したお知らせの発送

- 実施結果：5月 医療機関 84件
調剤薬局 130件
送付効果が得られたため、次年度も送付先を拡大し実施予定。

③ 事業所へのジェネリック医薬品使用促進広報の実施

- 実施結果：2月～3月 軽減額通知書送付対象者が在籍している、被保険者5名以上の事業所 585社
送付物：ジェネリック医薬品の使用促進への協力依頼チラシ

④ 関係者への意見発信

- ジェネリック医薬品の使用状況及びジェネリック医薬品普及の阻害要因を分析し、分析結果を後発医薬品安心使用促進協議会等を通じ、関係者へ意見発信。
■ 実施結果：10月 (書面開催のため資料提供のみ)

■ 令和4年度の計画

① 大分県薬剤師会との連携強化

薬剤師会等と連携したジェネリック医薬品希望シールの配布や、お薬手帳の活用等加入者への的確な働きかけを継続して実施する。
また、加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。

② ジェネリック使用状況を見える化したお知らせの発送

県内の医療機関・薬局へのジェネリック使用状況を見える化したお知らせの送付など、医療機関や薬局に対する対策の優先順位を付け、働きかけを強化する。

③ 事業所へのジェネリック医薬品使用促進広報の実施

軽減額通知の発送時期に、事業所へジェネリック医薬品の使用を促進する文書を送付し、影響度の高い事業所については訪問する。

④ 関係者への意見発信

ジェネリック医薬品の使用状況及びジェネリック医薬品普及の阻害要因を分析し、分析結果に応じた対応を検討するとともに、後発医薬品安心使用促進協議会等を通じ、関係者へ意見発信を行う。

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者の理解促進

- ・各種事務説明会や事業所訪問等を活用した広報
- ・支部ホームページとメールマガジンの充実
- ・医療費適正化に向けた広報
- ・自治体や関係団体との連携による広報
- ・健康保険委員に対する広報委嘱拡大 (KPI)

令和3年度目標 (KPI)

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.3%以上とする。

令和3年度結果 (KPI)

51.5%

令和4年度目標 (KPI)

52.2%以上

■ 令和3年度の主な取組み

① 医療費適正化に向けた通知事業

適正受診の啓発を目的として、新生児の保護者に対して適正受診啓発冊子の送付および70歳になられた加入者へお薬手帳ケースの送付を実施

② 新規適用事業所への事業案内冊子等の送付

■実施結果：5,7,9,11,1,3月に送付（年6回）

③ 社会保険事務説明会の動画制作

毎年5、6月に開催していた社会保険事務説明会に関する説明動画の配信を支部ホームページにて行った。

■実施結果：6月より支部HPに掲載

④ 「協会けんぽニュースおおいた」の発行

■実施結果：毎月20日頃発行

⑤ メールマガジンの配信および登録勧奨

■実施結果：毎月第4金曜日配信 新規登録数 377件

⑥ 運動動画の制作

■実施結果：ストレッチを中心とした動画4本を作成。9月からHP掲載、YouTube配信開始

⑦ 健康保険委員に対する広報・委嘱拡大

■実施結果：10月 文書勧奨実施
11月 オンラインによる研修会開催（3日間 延べ470人参加）
12月 トップセールスによる大規模事業所勧奨（1社訪問 委嘱1名）
6.9.12.2月 広報誌「けんぽ委員だより」による情報提供実施

■ 令和4年度の計画

① 申請手続きにかかる広報の推進

加入者及び事業主の利便性向上のため、申請手続きにかかる広報を説明会やホームページ、メルマガを通して推進する。

② 医療費適正化に向けた通知事業の実施

加入者に直接届ける広報手段が不足していることから対象者を限定し、新生児の保護者、70歳に到達した加入者及び新入社員とその事業主を対象に通知事業を実施する。

③ 社会保険事務説明会の動画制作

医療保険制度の理解率を高めるため、事業所への発信手段として、社会保険事務説明会の動画を制作し、HP、YouTubeなどの広報媒体にて発信する。

④ 運動動画の制作

加入者の健康維持増進を目的とした運動動画を作成し、HP、YouTubeなどの各種広報媒体にて発信する。

⑤ マイナンバーカードの健康保険証利用に係る広報

マイナンバーカードの保険証利用に関する広報を、メールマガジンや支部発行の広報誌を通じて実施する。

⑥ 健康保険委員に対する広報・委嘱拡大

健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施する。

(4) インセンティブ制度の本格導入

令和2年度の実施結果を迅速に検証し、その結果を施策へ反映させるとともに、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。

令和3年度目標（KPI）

設定なし

■ 令和3年度の主な取組み

① 支部ホームページによるインセンティブ制度の周知広報

■ 実施結果：11月掲載

② 広報誌によるインセンティブ制度の周知広報

■ 実施結果：協会けんぽニュースおおいた7月号掲載

③ 説明会等でのインセンティブ制度の周知広報

■ 実施結果：6月 社会保険事務説明会説明動画にて配信
11月 健康保険委員オンライン研修会での資料配布

④ メルマガによるインセンティブ制度の周知広報

■ 実施結果：4月～9月 指標ごとに記事掲載

■ 令和4年度の計画

① 見直し後のインセンティブ制度の着実な実施

令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施する。

② 事業主、加入者への周知広報の推進

インセンティブ制度の仕組みや意義について、加入者及び事業主の理解が得られるよう、引き続き周知広報を行う。

(5) パイロット事業を活用した好事例の全国展開

パイロット事業の提案を行い、好事例の全国展開に努める。

令和3年度目標（KPI）

設定なし

■ 令和3年度の主な取組み

パイロット事業の令和3年度の新規募集（令和4年度事業）の休止

これまで以上に本部と支部の連携を強化するため、パイロット事業、支部調査研究事業及び支部保険者機能強化予算の位置付けや実施体制、連携方法等を含む、戦略的保険者機能にかかる取組の在り方を本部にて検討するため休止。

■ 令和4年度の計画

本部よりパイロット事業にかかる実施概要、スケジュール、テーマ等が示され次第、支部内募集を開始する。

(6) 地域の医療供給体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・医療費データ等の分析
- ・医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
- ・**医療供給体制に係る意見発信 (KPI)**
- ・上手な医療のかかり方に係る働きかけ

令和3年度目標 (KPI)

効率的・効果的な医療供給体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実行する（数値設定なし）

令和3年度結果 (KPI)

地域医療構想調整会議での意見発信あり（北部地域・西部地域）

令和4年度目標 (KPI)

令和3年度に同じ

■ 令和3年度の主な取り組み

① 地域医療構想調整会議での効果的な意見・発信

- 実施結果：北部地域 2/21（書面開催）
西部地域 2/21（書面開催）

② 関係機関、加入者への情報提供の実施

- 会議の場等を通じた、県や市町村への医療費データ等の分析結果の発信、ホームページ等での加入者への情報提供実施
- 実施結果：3月 医療費分析データのホームページ掲載

③ 保険者協議会への分析用データ提供

- 実施結果：11月 医療費データ、健診データを提供

④ 医療費情報にかかる地域差分析の実施

- 医療費情報、加入者情報を活用して、医療費の地域差要因についての分析を行った。R1年度についての分析結果を5月の評議会にて報告した。
- 分析結果から見てきた、大支部の健康課題に焦点を当て、解決に向けた施策の策定につなげる。

⑤ 産業医科大学の分析結果についての情報発信

- 実施結果：3月 分析結果及びアンケート結果報告
- 分析結果及びアンケート結果を活用し、地域職域会議等での意見発信や健康宣言事業の取り組みに反映させる。

■ 令和4年度の計画

① 各種協議会等への参画と意見発信

- 地域医療構想調整会議などの場において、保険者として加入者および事業主の立場で関与し、積極的な意見発信を実施する。

② 関係機関、加入者への情報提供の実施

- 医療費データ等の分析結果を踏まえ、県や市町村へ発信するとともに、ホームページ等で加入者にも情報提供を実施する。

③ 医療費データ等の分析

- ・医療の質や効率性の向上を目指し、地域ごとの医療費等の分析及び医療等に関する情報の収集を行う。また、その結果を事業主や加入者へ情報提供する。
- ・コロナヘルスの効果検証を目的に、レセプトや健診結果等のデータを活用し、大学と共同で分析を行った結果を事業主や加入者へ情報提供するとともに、保健事業の施策に反映させる。

④ 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- 医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

⑤ 支部による医療費分析

- ・協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、県、市町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。
- ・医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

3. 組織体制関係

(1) 人事・組織に関する取組

- ・人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- ・人事評価制度の適正な運用
- ・OJTを中心とした人材育成
- ・支部業績評価の実施

令和3年度目標（KPI）

（設定なし）

■ 令和3年度の主な取組み

① 超過勤務時間の削減

■ 結果：月平均 5.3時間 （R2年度：月平均 5.6時間）

② 支部内研修の実施

■ 実施結果 ハラスメント研修（7月、9月）、メンタルヘルス研修（9月）、ビジネススキル研修（1月）

③ 支部業績評価項目の着実な実施

毎月、事業報告会にて進捗を確認し、評価項目にあたる事業の着実な実施に努めた。

■ 令和4年度の計画

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況を踏まえた、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。

② 人事評価制度の適正な運用

評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

③ OJTを中心とした人材育成

OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

④ 支部業績評価の実施

支部業績評価により、他支部との比較を通じて好事例を活用し、大分支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げにつなげる。

(2) 内部統制に関する取組

- ・内部統制の強化
- ・リスク管理
- ・コンプライアンスの徹底

令和3年度目標（KPI）

（設定なし）

■ 令和3年度の主な取組み

① 支部内研修の実施

■実施結果：情報セキュリティ研修	10月	オンライン自己学習
	11月	正職員、
	12月	契約職員
個人情報保護研修	11月	
コンプライアンス研修	11月	

② 支部個人情報保護管理委員会の開催

■実施結果：5,11月

③ コンプライアンス委員会の開催

■実施結果：5,11月

④ 自主点検の実施

■実施結果 上期：4月26日～27日
下期：11月10日、15日

⑤ 業務推進委員会の活用

事務処理誤りや情報セキュリティなどのリスク管理を主任中心の組織にて検討実施。

■ 令和4年度の計画

① 内部統制の強化

権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。

② リスク管理

- ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。
- ・職員研修等を通じて、個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等リスク管理体制の強化を図る。

③ コンプライアンスの徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

令和3年度目標 (KPI)

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度 (20.0%) 以下とする。

令和3年度結果 (KPI)

12.5%

令和4年度目標 (KPI)

20%以下

■ 令和3年度の主な取組み

① 競争入札の実施

参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間を十分確保し、業者が参加しやすい環境整備に努めた。

■ 実施結果：一般競争入札8件中一者応札案件1件

■ 令和4年度の計画

① 一者応札案件となった入札の減少

参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間の十分な確保、複数社からの見積書取得、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

入札説明書を取得したが、入札に参加しなかった業者に対するヒアリング調査等を実施し、次回の調達改善に努める。

